

岩手県告示第598号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和4年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 名称 盛岡市岩山鳥獣保護区
 - (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（令和4年岩手県告示第596号）による変更後の盛岡市岩山鳥獣保護区の区域
 - (3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
 - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 2 (1) 名称 盛岡市外山森林公園鳥獣保護区
 - (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（令和4年岩手県告示第596号）による変更後の盛岡市外山森林公園鳥獣保護区の区域
 - (3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
 - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 3 (1) 名称 八幡平市前森鳥獣保護区
 - (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成24年岩手県告示第732号）による更新後の八幡平市前森鳥獣保護区の区域
 - (3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
 - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 4 (1) 名称 小岩井農場鳥獣保護区
 - (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成26年岩手県告示第32号）による変更後の小岩井農場鳥獣保護区の区域
 - (3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
 - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 5 (1) 名称 葛巻町葛巻鳥獣保護区
 - (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（令和4年岩手県告示第596号）による変更後の葛巻町葛巻鳥獣保護区の区域
 - (3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
 - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 6 (1) 名称 山王海ダム鳥獣保護区
 - (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成24年岩手県告示第732号）による更新後の山王海ダム鳥獣保護区の区域
 - (3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
 - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 7 (1) 名称 花巻広域公園鳥獣保護区
 - (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成24年岩手県告示第732号）による更新後の花巻広域公園鳥獣保護区の区域
 - (3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
 - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 8 (1) 名称 たかむろ鳥獣保護区
 - (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成24年岩手県告示第732号）による更新後のたかむろ鳥獣保護区の区域
 - (3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
 - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 9 (1) 名称 正法寺鳥獣保護区
 - (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（令和4年岩手県告示第596号）による変更後の正法寺鳥獣保護区の区域
 - (3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 10(1) 名称 奥州市江刺館山・向山愛鳥の森鳥獣保護区
 - (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（令和4年岩手県告示第596号）による変更後の奥州市江刺館山・向山愛鳥の森鳥獣保護区の区域
 - (3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
 - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 11(1) 名称 一関市前堀鳥獣保護区
 - (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成24年岩手県告示第732号）による更新後の一関市前堀鳥獣保護区の区域
 - (3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
 - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 12(1) 名称 一関市花泉町老松鳥獣保護区
 - (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（令和4年岩手県告示第596号）による変更後の一関市花泉町老松鳥獣保護区の区域
 - (3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
 - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 13(1) 名称 一関市東山町唐梅館山鳥獣保護区
 - (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（令和4年岩手県告示第596号）による変更後の一関市東山町唐梅館山鳥獣保護区の区域
 - (3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
 - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 14(1) 名称 陸前高田市椿島鳥獣保護区
 - (2) 区域 鳥獣保護区の区域の変更（令和4年岩手県告示第595号）による変更後の陸前高田市椿島鳥獣保護区の区域
 - (3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
 - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 15(1) 名称 宮古市田代鳥獣保護区
 - (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（令和4年岩手県告示第596号）による変更後の宮古市田代鳥獣保護区の区域
 - (3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
 - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 16(1) 名称 山田町山田湾鳥獣保護区
 - (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（令和4年岩手県告示第596号）による変更後の山田町山田湾鳥獣保護区の区域
 - (3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
 - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 17(1) 名称 久慈市平庭高原鳥獣保護区
 - (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（令和4年岩手県告示第596号）による変更後の久慈市平庭高原鳥獣保護区の区域
 - (3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
 - (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに所管する広域振興局の保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。